

[研究ノート]

1950年代台湾の「補習班」

The supplementary schools of Taiwan in 1950's

山田 美香

Mika YAMADA

Studies in Humanities and Cultures

No. 35

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 35号

2021年1月

GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES

NAGOYA CITY UNIVERSITY

NAGOYA JAPAN

JANUARY 2021

〔研究ノート〕

1950年代台湾の「補習班」

The supplementary schools of Taiwan in 1950's

山田 美香
Mika Yamada

1. 「補習班」研究の意義
2. 1940年代の教育状況
3. 1950年代以降の義務教育年限の延長について
 - 3.1 義務教育とされた国民学校
 - 3.2 国民学校の課題
4. 1950年代の教育データ
5. 1950年代の台湾省議会
 - 5.1 民衆補習班
 - 5.2 山地の補習班
 - 5.3 通学定期券
 - 5.4 私立補習班
 - 5.5 女子の進学・就職
 - 5.6 補習班から正式な夜間部へ
 - 5.7 悪性補習—受験に必要な「補習班」
 - 5.8 誰が「補習班」を行うのか
6. 1950年代の台東県
 - 6.1 国民学校普及の難しさ
 - 6.2 進学問題
 - 6.3 職業学校の普及
7. 1950年代の嘉義県
 - 7.1 教育経費
 - 7.2 郷村の進学状況
 - 7.3 嘉義県の議員
 - 7.4 省立嘉義中学
 - 7.5 民衆補習班
 - 7.6 山地の補習班
8. おわりに

要旨 これまで1950年代の台湾の教育状況に関連した資料が少なく、その実情を説明することは難しかった。本研究は台湾省議会における議員の教育に関する発言等を踏まえ、特に農村部や教育普及がしていない地域で必要とされた「補習班」の教育について明らかにした。台東県・嘉義県を中心に、教育が進まない理由が地域の教育施設が十分でないこと、入試で中学に入学することから中学進学が難しい状況を論じた。そのうえで「補習班」が進学しな

かった者に対して教育を行った点が当時の教育の特徴であることを述べた。

キーワード：1950年代台湾、補習班、台湾省議会、嘉義県、台東県

1. 「補習班」研究の意義

現在、台湾には「補習班」という塾産業が盛況である。深夜に多くの中高生が補習班から帰宅する風景をよく見かける。

しかし戦後「補習班」が意味するところは、小中学に就学できなかった者が社会で生きていくために必要な知識を学ぶ場、学校教育制度下にある正規のクラスとは異なり速成教育を行う場、また補習教育のクラスなど「補償教育」の場であった。つまり戦後台湾では「補習班」なくして、より多くの人が基本的な教育を受け、また教育普及を行うことができなかったのである。

「補習班」の研究を行った劉正(2006)によれば、「戦後台北市の民間短期補習班の多くは戦前日本統治時代の民間学術講習会の組織を変化させたもの」だという¹。各地域で「補習班」の在り方は異なったが、1968年以降九年国民義務教育が普及すると、補習班と言えば受験のための塾を指すことが多くなった²。本研究では「補習班」という名称でなくても、その当時行った教育が正規の教育機関に入れなかった者に対する教育を行う機関を「補習班」として研究対象とする。

本研究に関わる台湾の「補習班」の研究は最近の塾産業に関するものが中心で、戦後史を書いたものはほとんどない。劉正(2006)は1950年代も含め「補習班」の歴史を紹介しているが、あくまで現在の「補習班」研究に必要な議論を簡潔にまとめているにすぎない³。

「補習班」の在り方は各地域の社会的背景によって大きく異なり、最初は「補習班」という形をとり、それが徐々に「正規の教育制度」に組み込まれていく。各地域によって「補習班」の必要性は大きく異なったことから、その土地に根差した「補習班」への理解を明らかにすることは、その土地に必要な教育を行うための動きを示すことになる。現在のように多くの子どもが受験のために「補習班」に通う状況とは異なり、人々の必要な学びの在り方をそこに見ることができると考える。一方で、1950年代は教育普及そのものが重要で、どの地域でも教育普及のための補習班が設置されたため地域ごとの特色を示すのは難しいかもしれない。

そこで本研究では1950年代台湾の「補習班」の意義について、「台湾地方議会議事録」⁴、『台湾教育輔導月刊』等を用い、「補習班」を必要とした地域的背景や設置のための議論を明らかにする。

今回扱う資料の「台湾省議会議事録」については、王静儀(2014)が議員の教育に関する提言も含

¹劉正「補習在臺灣的變遷、效能與階層化」『教育研究集刊』52:4期、2006年12月31日、p.10。

²同上論文、p.11。

³同上論文、pp.1-33。

⁴「間接選挙による第1期臨時省議会が設置(1951年)され、第2期臨時省議会から直接選挙に変更(1954年)されて台湾社会を直接代表する民意機関となった。また第3期臨時省議会の途中(1959年)から省議会に名称が変更された」(岸川毅「台湾省議会とオポジションの形成—党外議員の行動と戦略—」日本台湾学会報第十八号(2016.8)、p.44)。

めて論じている⁵。しかし王静儀は1959年からの省議会を研究しているため、1950年代についてはほとんど触れていない。

本研究では1950年代の補習班について幅広く論じるとともに、都市とは異なり中学の数が少ない台東県と嘉義県についてはより詳細な資料を示したい。

2. 1940年代の教育状況

1945年日本の台湾統治が終わると、1947年から国民党が台湾省の統治を行った。1940年代後半は台湾教育にとって大変大きな転換期であった。日本統治時代の教育を廃止する一方、今後教育普及が必要とされる人や物などは可能な限り用いた。この時期の教育状況は、1947年台湾教育統計⁶に日本統治時期から戦後の学校数の比較が示されているが、徐々に学校が普及していることが分かる。また正規の教育機関とは異なる「学校式社会教育」機関の存在も見られた。

表1 各学校の数

単位：校

年	国民教育	中学	師範学校	職業学校	高等教育	学校式社会教育
1944(日本統治)	1,099	45	3	117	5	—
1945	1,053	137	6	78	4	28
1947	1,160	122	8	75	4	483

出典：臺灣省政府教育廳統計室『[臺灣教育叢刊]臺灣之教育統計』臺灣省政府教育廳、1948年、p.1。

表1から分かるように、国民学校数は終戦間際と戦後すぐに大きな変化はない。戦後、日本統治時代の学校を用いて国民教育を行ったが、すべての子どもが就学するには環境が不十分で就学率はそれほど高くない。ただし国民教育を受けた者の多くが中学を目指したため、中学の不足が言われ中学が極端に増加した。一方、職業学校の「学校」数は減少したが、職業教育は「補習班」など正規の教育機関ではないところで行われたためか、「学校式社会教育」の数が増えている。この日本植民地時代の職業学校と戦後の「学校式社会教育」機関の関係性、さらに戦後台湾の職業教育については今後研究を行う予定であるが本稿では言及しない。

表2をみると、中学生と高等教育の生徒が増えており高等教育まで進学する者が増えたことが分かる。1947年当時、6年制の国民学校で85万人程度の児童がいることで1学年14万人程度の児童数と考えると、それに対して高等教育機関の修学期間は多様であるが3年制とすれば高等教育には3,000人程度の学生でいることから1学年1,000人程度の学生といえる。そうであれば戦後すぐは、1学年14万人程度の児童のうち高等教育に進学できるのは1,000人程度と思われる。

⁵王静儀「從為民喉舌到探求民瘼--臺灣省議員與省諮議員的重要提案與議題淺析(1959~2010)」弘光人文社會學報、17卷、2014年、pp.74-97。

⁶臺灣省政府教育廳統計室『[臺灣教育叢刊]臺灣之教育統計』臺灣省政府教育廳、1948年。

る。ここから高等教育への進学は大変難しかったことが分かる。

表2 各学校における児童・生徒・学生数

単位：人

年	国民教育	中学	師範学校	職業学校	高等教育	学校式社会教育
1944(日本統治)	932,525	29,005	2,888	32,718	1,774	—
1945	850,097	41,075	3,049	24,444	2,022	5,598
1947	855,821	53,474	3,556	27,652	3,176	32,127

出典：臺灣省政府教育廳統計室『[臺灣教育叢刊]臺灣之教育統計』臺灣省政府教育廳、1948年、p.2。

表3 各補習学校の数

単位：校

年	普通補習学校	職業補習学校	技術練習所	民衆学校	国語補習学校
1937	0	0	2	0	0
1945	2	9	2	0	15
1947	12	17	2	88	305

出典：臺灣省政府教育廳統計室『[臺灣教育叢刊]臺灣之教育統計』臺灣省政府教育廳、1948年、p.44。

表3は各補習学校の数であるが、民衆学校や国語補習学校が多く設立されている。「1946年5月、教育処は語文補習学校を設立した」⁷が、民衆に対する国語教育が重視されたことが分かる。ここでいう「国語」とは「中国語」をいい、国民党統治による一般民衆向けの中国語教育が最も重要な政策であったが、これについては多くの先行研究がある⁸。「國家檔案資訊網」⁹で1950年代の「補習班」に関わる档案を見る限り、「国語」の「補習班」についての档案が比較的多い。

国語教育については、1948年に行われた台湾省第一回全省教育會議でも議論があった。

1948年1月台湾省第一回全省教育會議が台中で行われ、関係者が今後の教育政策について審議した¹⁰。

朱教育庁長と専門家8人、会員144人であらゆる教育事業に関して話し合い、そのうち陳宗熙が「本省の学校および社会教育団体の図書館を充実させること」を提案した。「本省は日本統治51年を経て毒化教育が施行され、祖国の文化はすべて消滅された。光復後あらゆる日本語の図書は禁止され分別保存されたとはいえ、各学校の財力には限界がありまだ多くの国語の図書を購入する補助ができず、精神的な食糧が極めて乏しいと感じる」¹¹と、中国語の書籍がないなかでの国語教育の難しさを述べた。

⁷葉憲峻「二次世界戦後初期臺灣之中國化教育：以初等教育為例」國立臺灣師範大學教育研究所碩士論文、p.90。

⁸例えば岡本輝彦は日本語教育を専門にしており、「台湾社会における『国語』と『日本語』の位置づけについての一考察」(『別府大学日本語教育研究 別府大学日本語教育研究センター紀要』(2)、pp.3-12、2012)など、戦後台湾における日本語教育に関わる論文が多い。

⁹<https://aa.archives.gov.tw/ELK/AdvSearchResult> 「國家檔案資訊網」

¹⁰臺省府教育廳編『臺灣省第一屆全省教育會議實錄』、1948年。

¹¹臺省府教育廳編『臺灣省第一屆全省教育會議實錄』、1948年、p.4。

ただし、1955年教育庁長であった劉先雲によれば、戦後の社会教育は一般民衆にとって識字教育を始めとして役に立つ教育に変化したという。

「日本統治時代、社会教育施設はみな静止する図書館・博物館の陳列展覧に偏っていた」¹²。
「光復後、新しい社会教育とし、現在は職業補習学校36ヶ所、280班、学生10,277人、短期補習班379ヶ所、学生19,104人となった。民衆の識字教育を普及するため、1955年6月までの5年計画がもともとあり、1951年から実施した。勉強する機会がなかった民衆のなかで既に補習教育を受けたのは804,037人、現在は期間を分けてその完成を目指している。全省社会教育機関は、現在図書館22ヶ所、公共体育場17か所、博物館2ヶ所、民衆新聞閲覧処30ヶ所、新竹・台南・彰化・台東に4か所社会教育館を新設した。また全省を4つの社会教育区分に分け図書館・社会教育館によって図書館巡回車・各種社会事業を分けて行い、各区内県市の教育施設を指導した」¹³。

戦後社会教育の対象となる民衆は日本統治時代と同じ民衆であったが、国民党下の中国大陸で存在した「補習班」によって台湾でも徐々に社会教育を拡大した。

3. 1950年代以降の義務教育年限の延長について

3.1 義務教育とされた国民学校

1950年代以降、多くの教育雑誌において、何度も義務教育の年限の延長に関して議論がなされた。義務教育については、「1947年強迫入学条例」「台湾省学齡兒童強迫入学弁法」が頒布され、「6-12歳の学齡兒童は一律教育を受けるべきだ」とされ、1950年代で国民学校の普及はほぼ完成した¹⁴。

国民学校の普及の次に考えられたのは国民学校兒童の進学先の確保で、受験による進学ではなく義務教育年限を延長する必要性であった。

『台湾教育輔導月刊』では「我が国の義務教育は憲法第160条の規定によって『6歳から12歳の学齡兒童は一律基本教育を受け、学費の納入を免除される。その貧苦なる者は政府により書籍を供給される』と、義務教育年限が6年である」ことが記され、そのうえで議論の中心となる点が述べられている¹⁵。

1950年代多くの子どもが国民学校に就学したことを踏まえ、「第一に、義務教育年限の延長はまず国民経済の程度を考慮すべきである」「一般国民が継続して子女に就学時期を延長させる生活費を出せるかどうか見るべきである」「第二に、短期の義務教育普及を完全に普及させる必要がある。

¹²劉先雲「十年來本省教育的進展」『臺灣教育輔導月刊』第五卷第十一期、1955年11月、p.4。

¹³同上。

¹⁴葉憲峻「二次世界戦後初期臺灣之中國化教育：以初等教育為例」國立臺灣師範大學教育研究所碩士論文、1992年、p.61。

¹⁵「延長義務教育年限問題」『臺灣教育輔導月刊』第六卷第二期、1956年2月、p.2。

もし延長を言ったとしても児童の教育を受ける機会が不均等の現象があれば、義務教育の実質的効果を取ることができない」「第三に、政府負担の財力の問題を考えるべきである」として、経済的な問題はあるが義務教育年限の延長が重要だと論じた¹⁶。

経済的な問題も工夫次第では義務教育年限延長も可能だとして、「台湾省の教育統計によると、毎年国民学校卒業生が15万人に達すると、もともと中学に進学する比率が39%で進学しない比率が61%、約9万人である。もし義務教育の延長をすれば、9万人が必ず進学する。すなわち2,000教室は増設、教職員5,000人の増加が必要であり、この経費は現在の2倍となる。第一年目がこのような経費となり、第二年目・第三年目はみなさらに2倍となる」「本省の各市が先に施行し、各県も年ごとに施行し、あるいは各県市が一年一年施行する。各県市の財力や人によって、きちんと計画を立て年ごとに実施すれば義務教育延長の目的は次第に達成する」¹⁷という見解も示した。

3.2 国民学校の課題

台湾省議会では、林蔡素女議員¹⁸が、「国民学校の教室が不足している問題でどのような計画があるのか？」¹⁹という質問をした。1950年代は国民学校が普及していくために教室の不足があった。

周啓民(1954)は、義務教育年限延長の必要に加え、国民学校でさえ就学できない子どもの存在を指摘している。

今、本省を見ると、大部分の県市の就学児童は90%に達している。しかしまだ文盲を一掃できていない。既に就学した児童の長期欠席および未就学児童に対して、始終、対処療法的な方法をとることはできない。現在、本省は書籍費を免除している。しかし児童は毎年の学用品費で、体育衛生費・図書費および一切の意外な支出で少なくとも数十元は煩わされている。数は少ないとはいえ、貧しい家庭に対しては負担をさせている。そのため政府は書籍費免除のほか、その一切の費用に対して、例えば筆墨紙張などをみな無償で提供すべきである。財政が可能であれば、さらに一歩進んで学齡児童の家庭経済状況を調査し極端に貧しい者を選び、毎学期児童の制服、〇〇各一着、あるいは児童が学校に行くことで減少した収入(児童工は毎月少なくとも10余元の収入がある)を支給する(筆者註：雑誌の印刷が悪く、〇〇の部分が読めなかった)²⁰。

¹⁶同上。

¹⁷「延長義務教育年限問題」『臺灣教育輔導月刊』第六卷第二期、1956年2月、p.2。

¹⁸「林蔡素女(1903年-1993年)は雲林北港の出身で女性運動家である。台北州立台北第三高等女学校を卒業し北港公学校で教師となった。その後台南県婦女会理事長、中華婦女反共抗俄聯合会総幹事、雲林県議会議員となり、臨時省議会議員となる」。

<https://zh.wikipedia.org/wiki/%E6%9E%97%E8%94%A1%E7%B4%A0%E5%A5%B3> から引用しまとめる。2020年9月21日閲覧。

¹⁹臨時省議会第三屆第一次大會專輯(下)、002-03-010A-02-6-6-0-00286 @ P.3394、臺灣省臨時省議会/第三屆/第一次定期大會、議事録/質詢/教育/教育、1957-06-02 ~ 1957-10-04。

²⁰周啓民「推行義務教育的我見」『臺灣教育輔導月刊』第4卷第7期、1954年7月、p.40。

ここから分かるのは、国民学校が義務教育だとしても働かざるを得ない子どもは長期欠席や未就学の状況にあったことである。形式的にはほとんどの児童が就学しているとはいえ、周啓民は実質的に就学していない子どもがいることを訴えたのである。

4. 1950年代の教育データ

教育部「中華民國教育統計(民国100年版, 2011)」には「補習班」に関するデータはないが、実際のところ、国民学校・中学・高校・職業学校の補習班を示すデータがある。それが表6・表7である。当時の学校の状況を考えると、「補習班」と理解できるため、表の中で「補習班」と書いた。表4・表5を見ると、1950年代は学齡児童の就学率が高かったが、1960年代に入る頃には女子児童の就学率も94%となったことが分かる。一方国民学校卒業生の進学率は1960年代になっても男子の方が高かった。男子は1950年に35%程度であった進学率が63%にまで上がっている。1950年代は国民学校が普及し、同時に国民学校卒業後の進学も拡大したとはいえ、男子の方が進学率は高く、女子は1961年進学者が半数にも満たなかった。

表4 1950年度から1961年度の学齡児童(6-11歳)の就学率 単位：%

年	平均	男	女
1950-51	79.98	-	-
1951-52	81.49	93.44	68.58
1956-57	93.82	96.44	90.31
1961-62	96.00	97.54	94.34

出典：「(一) 歴年度各級教育簡況 9. 適齡及學齡兒童就學率」教育統計 (100年版)-EXCEL 檔、
http://stats.moe.gov.tw/files/ebook/Education_Statistics/100/100edu_EXCEL.htm から引用。

表5 各卒業生の進学率

単位：%

年	国民学校			中学			高校		
	平均	男	女	平均	男	女	平均	男	女
1950	31.78	35.93	24.91	51.15	56.07	39.38	39.76	-	-
1951	38.60	42.31	32.06	57.26	62.66	44.42	39.60	-	-
1956	47.75	53.67	38.91	71.39	77.24	58.73	41.94	-	-
1961	53.79	63.02	42.39	78.60	85.87	66.87	44.65	-	-

出典：「(一) 歴年度各級教育簡況 10. 各級畢業生升學率」教育統計 (100年版)-EXCEL 檔、
http://stats.moe.gov.tw/files/ebook/Education_Statistics/100/100edu_EXCEL.htm から引用。

表6 1950年から1961年の各学校数

単位：校

年		国民学校	中学	高校	職業学校	補習班（国民学校・中学）	補習班（高級職業学校）
1950	合計	1,231	66	62	77	5	18
	私学	-	6	13	5	-	-
1951	合計	1,248	61	68	77	6	22
	私学	-	6	13	5	1	3
1956	合計	1,537	64	105	97	13	26
	私学	-	7	24	12	9	8
1961	合計	1,932	144	136	111	17	34
	私学	55	27	38	25	11	13

出典：「（一）歴年度各級教育簡況 2. 各級学校校数」教育統計（100年版）-EXCEL 檔、
http://stats.moe.gov.tw/files/ebook/Education_Statistics/100/100edu_EXCEL.htm から引用。

「国民学校」は（国民小学）、「中学」は（国民中学）、「補習班（国民学校・中学）」は（国民小中学補習校）、「補習班（職業学校）」は（高級中等進修学校職業）と資料に書かれていたが、1950-61年の学校の状況を考え、名称を変更した。

表6を見ると、1950年代後半国民学校数・中学校数が増えたことが目立つ。就学者・進学者が増えたことが学校数の増加となった。表6のなかで「補習班（国民学校・中学）」があるが、これは現在の「国民小中学」の「補習学校」をいう。現在、拠点的な国民小中学に、小中学の教育を受けることができなかった者が就学する補習学校が存在する。当時義務教育とされた国民学校あるいは義務教育ではなく受験を経て進学する中学の補習学校は少ないがデータとしては残っている。当時中学の補習学校は「補習学校」の扱いではなく「補習班」として中等教育を実施する機関であった。

その後、1970年代は1968年の国民教育の実施によって国民小中学への就学が一般的になる。しかし国民小中学に就学することができなかった者（一部の不就学者、あるいは年齢的に学齢期を超えた不就学者）のための国民中学補習学校が1976年139校見られた。国民中学補習学校は1980年代半ばまで大変多く生徒がいたが、2000年頃までは2万人程度の生徒がいるものの、その後は徐々に減少していく²¹。1960年代までは国民学校に加え「補習班」が初等教育を実施したが、1968年国民教育が実施されると、初等教育を行う「補習班」が補習学校となり、現在でも少なくなったとはいえ成人教育の一環として補習学校がある。

表7を見ると、1950年代から国民学校・中学校の児童生徒数は大変増加したことが分かる。「戦後台湾は600万人」の人口であったが、「1950年750万人」と増加し、その背景には、「外省人が1946年の31,721人」「1950年には524,940人」と、中国大陸から来た外省人の人口増加があ

²¹<https://www1.stat.gov.tw/ct.asp?xItem=15423&ctNode=4708&mp=3> 2020年9月21日閲覧引用。

り、外省人の「台湾の人口に占める割合は0.5%から6.9%となった」²²。台湾に来た外省人の児童生徒に必要な学校数の増加が見られたのも事実である。

表7 1950年から1961年の各学生数各補習学校の数

単位：人

年		幼稚園	国民学校	中学	高校	初級 職業 学校	高級 職業 学校	補習班(中学・高校)	補習班(初級・高級職業 学校)
1950	合計	17,111	906,950	61,082	18,886	23,211	11,226	1,122	2,659
	私立	-	-	5,910	2,502	1,913	861	-	-
1951	合計	21,531	970,664	64,370	21,303	23,541	13,075	1,301	3,949
	私立	3796	-	6,884	3,021	2,165	1,091	360	570
1956	合計	54,239	1344,432	133,687	37,253	40,493	25,410	3,505	9,359
	私立	21,937		11321	6,706	3,723	4,174	2,213	4,341
1961	合計	78,261	1997,016	252,107	62,548	42,227	46,108	4,802	11,112
	私立	44,932	38,234	33,301	10,019	9,311	10,319	2,252	3,286

出典：「(一) 歴年度各級教育簡況 6. 各級學校學生人數」教育統計 (100年版)-EXCEL 檔、
http://stats.moe.gov.tw/files/ebook/Education_Statistics/100/100edu_EXCEL.htm から引用。

表7についても、資料とは異なる学校の名称を使用した。資料には、「補習班(中学・高校)は、(国民中学補習学校・高級中学進修学校)、「補習班(初級・高級職業学校)」は(初級職業補習学校・高級職業進修学校)とあった。

教育行政において「補習班」を担当したのは、「台湾省政府教育庁第五科補習教育股」²³であった。補償教育を行う関連委員会としては「台湾省教育庁に特に設立した委員会があり、例えば国語推行委員会、建教合作委員会、衛生教育委員会など」²⁴があり、これらは戦後の一般民衆の教育に大きな影響を持った。

表8の学校数を見る限り、1954年度段階で各縣市別の学校数には地域格差があるなど、学校普及の地域間格差は大変大きかった。台北市は国民学校数に比べて中学校数や大学数も多く教育レベルが高かったといえる。しかし他県においては国民学校数に比べて中学校数が少なく中学に進学できない者が多くみられた。

各地で国民教育の普及は進んだものの、表8の国民学校数・中学数から中学以降の教育機関数には大きな違いがあった。国民学校に比べて中学が少ないのは台東県、澎湖県、嘉義県などであると思われる。そこで本研究の最後に、省議会における国民学校から中学進学に関わる台東県・嘉義県についての議論を紹介したい。

²²葉憲峻「二次世界戦後初期臺灣之中國化教育：以初等教育為例」國立臺灣師範大學教育研究所碩士論文、p. 29。

²³同上、p. 49の図より引用。

²⁴同上、p. 50。

表8 1954年各市県の学校数

単位：校

	国民学校	中学	師範学校	職業学校	大学	独立学院	専科学校
臺北市	37	12	2	13	1	2	4
高雄市	35	7	1	4	0	1	0
臺北縣	95	15	0	3	1	0	1
宜蘭縣	53	5	0	1	0	0	0
桃園縣	57	5	0	6	0	0	0
新竹縣	64	9	1	3	0	0	0
苗栗縣	62	9	0	2	0	0	0
臺中縣	69	5	0	7	0	0	0
彰化縣	89	6	0	8	0	0	0
南投縣	81	5	0	1	0	0	0
雲林縣	76	6	0	5	0	0	0
嘉義縣	84	5	0	8	0	0	0
臺南縣	114	8	0	10	0	0	0
高雄縣	91	6	0	2	0	0	0
屏東縣	105	11	1	3	0	0	1
臺東縣	69	2	1	1	0	0	0
花蓮縣	67	4	1	2	0	0	0
澎湖縣	25	1	0	1	0	0	0
基隆市	21	3	0	1	0	0	1
臺中市	22	5	1	5	0	1	0
臺南市	24	7	1	5	0	1	0

出典：臺灣省政府教育庁主計室『臺灣省教育統計 43学年度』臺灣書店印刷廠、p.1。

5. 1950年代の台湾省議会

台湾省議会は1946年5月から1951年12月まで「参議会」、1951年12月から1959年6月まで「臨時省議会」、1959年6月以降は「省議会」という名称であった²⁵。

1949年台湾省議会では、洪水煉議員²⁶が提案した「農村で学校教育を受けることができない子どものための夜間補習班設立の請願」が通過し、各縣市に補習班設立を強化する命令がなされることになった²⁷。同じ議会で洪水煉議員は各地域の必要によって学校を設立する必要も述べている。背景として、「現在、各農村で学校に行けない児童が大変多い。これらの幼い子どもたちはみな理知に欠け、将来農村の開発にも影響を与える。この際、各農村で簡易夜間補習班を設立し学校に行け

²⁵ <https://www.wikiwand.com/zh-tw/%E8%87%BA%E7%81%A3%E7%9C%81%E8%AD%B0%E5%93%A1%E5%88%97%E8%A1%A8> から引用、2020年9月21日閲覧。

²⁶ 「洪水煉（1888年6月21日－1953年5月24日）は、日本植民地時期は芳澤煉平という名前であった。南投草鞋墩の人である。台湾省農會理事長、台湾省参議員、臨時省議會議員、制憲国民大会代表および第一回国民大会代表等を歴任」。 <https://zh.wikipedia.org/wiki/%E6%B4%AA%E7%81%AB%E7%85%89> から引用。2020年9月21日閲覧。

²⁷ 臺灣省参議會第一屆第七次大會特輯、001-01-070A-00-5-3-0-00185 @ P.0071、臺灣省参議會/第一屆/第七次定期大會、議事録/提案/議員提案/教育、1949-06-15 ~ 1949-06-21。「請政府普設夜間補習班以救濟農村失學兒童案」。

ない児童を收容し就学させる。公民訓練、国父の教をを遵守させ、三民主義にのっとったものとし、祖国の文化を推進し、国語を普及させることを緊要とする」²⁸と、今後の台湾にとって必要な「公民訓練」「国語(中国語)」の教育を重視した。

その後1950年代は「補習班」が徐々に増えていき、省議会では多様な補習班の拡大・質の維持に関する質疑が多かった。

1953年台湾省臨時議会では、陳水潭議員²⁹から「政府が2、3年制国民学校補習班を遍く設立し、義務教育年限延長を準備する案」³⁰が提案された。これによって各地に補習班が設立され、それが将来国民学校となり国民教育が普及するというものである。これに対して政府は、「二年三年制の国民学校補習班をまんべんなく設立することは、我が国の現行学制が国民学校修業年限6年、中学修業年限3年と合わない。かつ国民学校には軍隊が駐在しており教室を用いることには不十分だと感じる。さらに補習班を付設することは許可できない。現在の政府の財力では困難である」と、財政難などを理由に補習班の国民学校化が難しいと答えている。

1957年、黄宗寬議員は、「国民学校の建設は県市政府がすべて準備・展開しており、補助費もわずかしか与えられず、各学校に寄付金を募集させている。校長は終日校外で奔走し、校内では責任を持つ者がおらず仕事の効率が落ちている」³¹と、国民学校に補助金がほとんどない状況を述べている。学校が自ら経費を集めることについては、「政府が優れた学校から順序によって学校の必要経費を定めるべきだ。県市政府あるいは郷鎮が統一して寄付を募集すべきで学校が独自に寄付を募るべきではない」³²と、学校に経費負担を強いることで教育に影響を与えると述べた。

このように国民学校普及のための補習班設立が議論される一方、当時は地域の特性に合った教育普及のための補習班設立、進学先確保のための補習班設立に関連した議論がなされた。

それでは次に、省議会における「国民学校の普及」以外の補習班に関わる提言をいくつか紹介していきたい。

5.1 民衆補習班

1955年省議会で、何金生議員³³が「国語補習班問題」について質問する。各地で「国語補習班」が見られたものの、その成果があまり見られないことに対する質問であった。「ここ2日の自立晚

²⁸同上。

²⁹陳水潭(1897年11月7日-1956年2月14日)は日本統治時代台中州南東郡名間庄赤水村に生まれた。医師であり、豊原鎮鎮長、台湾省臨時省議会第一回議員、台中県県長となった。
<https://zh.wikipedia.org/wiki/%E9%99%B3%E6%B0%B4%E6%BD%AD> から引用してまとめた。2020年9月21日閲覧。

³⁰臺灣省臨時省議會公報第二卷、002-01-040A-02-5-4-05-00590 @ P.0966、臺灣省臨時省議會/第一屆/第四次定期大會、公報/提案/決議案辦理情形/教育、1953-08-22。「請政府普遍設立二年或三年制國民學校補習班準備延長義務教育年限案」(四二教字第三六五八九號函復)、民國四十二年八月二十二日肆貳未養教○字第二〇二八之一號。

³¹臺灣省臨時省議會第三屆第一次大會專輯、002-03-010A-02-6-6-0-00292、臺灣省臨時省議會/第三屆/第一次定期大會、議事錄/質詢/教育/教育、3423 ~ 3432 頁、1957-06-02 ~ 1957-10-04。

³²同上。

³³「早稲田大学卒業後、中学教師、臨時省議會議員となる」。<http://web.hk.edu.tw/~humanities/journa/8-1.pdf> 王靜儀「臺中縣歷任縣長個人背景與施政重心之探討(1951~1989)」弘光人文社會學報第8期、pp.7-8。

報の社説を見たが、今年の大学入試時の生徒の国語能力が大変低いことが分かった。分析するとその原因はとて多く、例えば教科書が良くない、教師の学歴が不十分であるなどはみなその通りである。しかし最大の原因は生徒が国語の学習に対して興味が全然ないことであり、これが私たちが重要だと思うところである。中学（高校も含む。筆者註）の教師がいくつもの方言を用いれば、生徒は1日に5・6種の国語を聞かざるを得ない。当然国語が嫌になればだんだん学習しなくなり、このようにして彼らの国語の程度は自然に低くなる。国語が良くなければ、その他の授業も自然に悪くなる」と述べている³⁴。中国語が公用語になってまだ10年が経っておらず、台湾全土で中国語を話せる人が一部であったのは事実である。生徒からすると、中国語で入試を受けるのは負担であったし、学校で日本語ではなく中国語で授業が行われるという大きな変化があったことは本人の学習意欲とは関係がないことであった。

ほかに1956年、梁許春菊議員が全省で国民学校が不足していること、さらに文盲をなくす計画で年々「民衆補習班」を行っているが、なかなか減少しない状況について指摘がなされている。「全省の国民学校の教師は7,000ほど不足しており、すべて平均して毎日7,000ほどのクラスの国民学校児童が半日時間を浪費していることになる。できるだけ早く解決すべきである」「省政府は文盲掃討する計画があり年々民衆補習班を行っているが、文盲は全然減少せず、一体勉強する機会がなかった人をどのように救う計画を持っているのか？」³⁵と質問した。

それに対して教育庁長は、「勉強する機会がなかった民衆の補習教育の普及に関して、本省では、過去半年、全省各県市で民衆補習班1,851クラスを作り、85,564人の学生が学んだ。これについて中央視察団が南北各両区の実地考査に行った」ことを述べている。一方今後の状況については、「これらの仕事を3年以内に完成できるか、経費の問題が解決できるのかどうかという点は、1956年2,000余クラスを増やすことから経費は220余万元必要で大変多くの難しい課題があるといえる。省政府にはこれらを認めてもらうよう既に申請はしている」と、実質経費が大きな課題だと述べている³⁶。

しかし同じ年、徐灶生議員が「庁長は社会教育において2、3点の報告をしているが、その内容は甚だ貧弱で積極性に欠ける」「補習教育を受けた者が100万人に近いといっても、その効果はどのようなものであろうか。殊に評判と言っても、成人補習教育として民衆補習班を行うが少し国語を学ぶだけでほとんど何も収穫がないようである。そのため庁長に再検討をするようお願いしたい」³⁷と批判をした。

教育雑誌においても国民学校教育だけでなく、全国民の教育を行う必要が述べられた。「教育の対象は当然児童と成人であり、もしわずかに児童の教育を重視し成人の教育を無視すれば、これは

³⁴臨時省議會第二屆第三次大會專輯（下）、002-02-030A-02-6-8-0-00268 @ P. 2543、臺灣省臨時省議會/第二屆/第三次定期大會、議事錄/質詢/總質詢/總目、1955-06-27 ~ 1955-09-08。

³⁵臨時省議會第二屆第五次大會專輯（下）002-02-050A-02-6-8-0-00176 @ P. 2264、臺灣省臨時省議會/第二屆/第五次定期大會、議事錄/質詢/總質詢/總目、1956-06-18 ~ 1956-09-11。

³⁶臨時省議會第二屆第五次大會專輯（下）、002-02-050A-02-6-6-0-00096 @ P. 1937、臺灣省臨時省議會/第二屆/第五次定期大會、議事錄/質詢/教育/教育、1956-06-18 ~ 1956-09-11。

³⁷臺灣省臨時省議會公報第八卷第五期、002-02-050A-08-6-6-01-00132 @ P. 7331、臺灣省臨時省議會/第二屆/第五次定期大會、公報/質詢/教育/教育、1956-06-18。

ただ国民教育の任務の半分を完成したことにしかならない。児童の教育と成人教育を同時に重んじるのが全民教育だ³⁸というように国家を維持するために成人の教育も重視すべきだとされた。

成人教育を重視するため教師の資質を考え、1957年省議会では、黄宗寬議員が「国民学校附設民衆補習班に専任教師を派遣し社会教育に利するべきである」³⁹という見解を示した。国民全体の教育のレベルを上げるため、「進学」ではなく「社会教育」が教育の中心であるべきだという意見もあった。「進学主義は一種の誤った観念で、教育庁は極力社会中心の教育を推進し、進学の機会がなくならないように研究をすべきである。さらに学費徴収方法について、ただ軍人・公務員・教員のみ顧みて、一般の人を無視するというのは待遇を変えるということである」と、軍人・公務員・教員という公的サービスを行う者のみ学費が安く抑えられ教育機会を得るのではなく、すべての者に教育のチャンスを与える必要が述べられた。

また1957年、楊紅綢議員が「教育部は8月1日から民衆補習班を開設すると聞いているが、7、8月は農繁期で農村の実際の状況を考慮して開設すべきである。学生の授業負担を減らしてほしい」⁴⁰というように、地域で民衆補習班を開設するにしても時期を考えないと教育を受けることができないとの論点があった。

民衆補習班は一般の人が昼間働いて教育を受けるため、1959年郭雨新議員は「私塾の夜間補習班が多く設立することを許可し民衆教育の利益となる案を建議したい」⁴¹と提案した。

5.2 山地の補習班

1949年劉傳來議員が、山地の中心地に「農業補習班」を設立する提案をした。「山地の青年は師範や各職業学校、中等学校に進学する者が少なくない。しかし実際、程度によって差があるが、最もその言語、国語国文(中国語)の感覚が分からず中途退学をする者さえいる。もし本当に山地の前途を計画するのであれば、各県で一つ中心地を選びその日本統治時代の国民学校内に二年制の農業補習学校を設立することによって実地の補習をさせることが最も早く実際に合ったものである」というものである⁴²。方法は「過去に設立され廃止された場所に次第に回復設立すればよい」⁴³というもので、日本統治時代の教育機関を利用して多くの者が教育を受けることを考えた。1958年省議会では、「山地の住民の生活を改善する山地の平地化の要求のため、政府に本省2ヶ所の山地農

³⁸ 記海泉「国民学校怎樣辦理民眾補習班」『臺灣教育輔導月刊』第六卷第二期、1956年2月、p.5。

³⁹ 臨時省議會第三屆第一次大會專輯(下)、002-03-010A-02-6-6-0-00292 @ P.3423、臺灣省臨時省議會/第三屆/第一次定期大會、議事錄/質詢/教育/教育、1957-06-02 ~ 1957-10-04。

⁴⁰ 臨時省議會第三屆第一次大會專輯(下)、002-03-010A-02-6-6-0-00293 @ P.3432、臺灣省臨時省議會/第三屆/第一次定期大會、議事錄/質詢/教育/教育、1957-06-02 ~ 1957-10-04。

⁴¹ 臺灣省議會公報第二卷第十五期、003-01-020A-02-5-4-05-00785 @ P.0560、臺灣省議會/第一屆/第二次定期大會、公報/提案/決議案辦理情形/教育、1959-11-09、建議政府准予放寬普設私塾夜間補習班俾利民眾教育案(省府四九、一、二一府教五字第二〇一七號函復)、中華民國四十九年一月二十六日補一字第八〇〇二一號。

⁴² 臺灣省參議會第一屆第八次大會特輯、001-01-080A-00-5-3-0-00139 @ P.0053、議事錄/提案/議員提案/教育、1949-12-19 ~ 1949-12-24。「為切實提高山地農業教育計請于各縣山地中心地點附設農業補習班案」。

⁴³ 同上。

業学校附設家事職業補習班を設立するよう建議する案」⁴⁴が決議された。

5.3 通学定期券

1952年臨時省議会では、王宋瓊英議員が「教育庁に健全な補習班となるよう指導してほしい、また夜間の補習学校の学生の通学定期券などの優待を鉄道局にお願いしたい」⁴⁵と、「補習班」の生徒ゆえに交通費の優待などが提案された。さらに「補習学校の学生は大多数家庭が貧しい関係で昼間は学校に行けず、そのため就職し夜間は補習学校で勉強している」と夜間の補習学校の学生の背景を説明し、それに対する補助がないにもかかわらず「昼間の学生の定期代の2倍」であることを問題視した。「これはとても不合理で、彼らが職業を持っているというのは彼らが貧しく求学期があることでありそれに同情すべきである」ことから「昼間の学生と同じ待遇をすべきだ」と希望している。この件は教育庁、交通処が動くことになった⁴⁶。

夜間の学生に限らず、戦後、中等学校生徒数は増え、多くが遠方から汽車通学をしていた。例えば、1944年段階では中等学校生徒が29,005人(日本人16,104人、台湾人12,901人)であったが、戦後6年間で1951年には中等学校生徒が128,548人と大幅に増えた⁴⁷。中等学校の生徒数増加に関連して、温子端(1953)は、「現在政府と民間の財力で各学校の学生宿舎を遍く建設し、なお遠方の場合は通学生の学区で近いところと入学先を変更する。また簡単ではないが生活指導が重要である」⁴⁸と述べている。「補習班」に限定された議論ではないものの、当時は生徒が多く汽車で通学し通学定期の問題は大きな課題であったのである。

5.4 私立補習班

公立の補習班以外に私立補習班の存在もあった。

1952年臨時省議会において王宋瓊英議員は、「現在補習班が大変多く、そしてその目的の大多数は営利的なものである。これによって教育庁には条件が不十分な補習班に対して管理強化を厳しくし、正式な補習学校に対しては補助・輔導をすることを希望する」⁴⁹と、私立補習班が公立ほど管理されていない現状を批判した。許金徳議員⁵⁰も、私立補習班の教育水準については、「最近日に増加し、実に喜ばしい現象だ」と評価しつつも、「教育当局は、私立補習班の教材が標準に適合し

⁴⁴臺灣省臨時省議会公報第十三卷第四、五期、002-03-040A-13-5-4-05-00079 @ P. 0057、臺灣省臨時省議会/第三屆/第四次定期大會、公報/提案/決議案辦理情形/教育、1958-12-18。〈省府四七、一二、一三府教五字第八六二六六號函復〉中華民國四十七年十二月十八日中一字第七〇一六一號。

⁴⁵臨時省議会第一屆第二次大會專輯、002-01-020A-00-5-3-05-05221 @ P. 0228、議事錄/提案/議員提案/教育、1952-06-10。「請教育廳輔導健全補習班並請鐵路局優待夜間補習學校學生通學定期車票案」教字第四十九號。

⁴⁶同上。

⁴⁷温子端「從學生校外生活指導說起」『臺灣教育輔導月刊』第三卷第五期、1953年5月、p. 28。

⁴⁸同上。

⁴⁹註45と同じ。

⁵⁰「許金徳は新竹油車港雙寬竹園に生まれ、1923年新竹第二校学校卒業後、1929年台北第二師範学校を卒業した。新竹第一公学校で教師となり、1938年新竹自動車株式会社に入り、1946年第二次世界大戦が終わると中国国民党に加入した。1946年新竹自動車株式会社を經營しその後多くの会社を設立した」。 <https://zh.wikipedia.org/wiki/%E8%A8%B1%E9%87%91%E5%BE%B7> から引用・一部改変、2020年9月21日閲覧。

ているのかどうか多く注意すべきである。」⁵¹と、教育当局の管轄と教育の責任について意見を出した。

それに対して教育庁は、「私立補習校・補習班に関して、本庁は補習学校法・補習学校規則・公立短期補習班管理弁法の規定によって行っている。補習校・補習班の教育・設備を促進するため、『臺灣省公私立補習學校各科教學改進要點』及び『臺灣省41年度各縣市整頓私立短期補習班應行注意事項』を別に頒布し、各県市政府に通知し督導にそれぞれについて注意している」ということであった⁵²。当局としても私立補習班の存在は、国民学校に行けない環境の子どもがアクセスしやすいことから評価していた。しかし一方で、私立の補習班は公立と違い、誰かが片手間に設立して金もうけに走ることもあったため制度に基づき行っていると説明したのである。

1959年7月28日中央日報「8か所の補習班 教育局がまだ認めていない補習班の停止を命令した」と、台北市教育局が認めていない8か所の私立補習班、手続きは認めたものの1か所の補習班の停止を命令したという。

補習班は政府による手続きを経ないと設立できないが、その設立が認められていない8か所の補習班、認められたものの設立が停止された補習班1か所について、「教育局は大変補習校を重視し、規定に合わない補習校に改善を命令してきた」が、その改善の命令に対応しなかった補習班が停止されたという。記事を読む限り1ヶ所以外の補習班が日本語を教える塾であることで、国民党政権である政府に日本語普及を行うことに対する不満があったとも考えられる。中国語が重視される時代であり、政府は手続きの問題を言いながら、日本語補習班禁止の命令をしたとも捉えることができる。

1958年臨時省議会で郭雨新議員⁵³は、「教育は神聖な事業で、補習班もまた教育機関である。もし補習班に課税するならば、小学・中学・大学にも一様に課税すべきではないか。これは教育事業を侮辱することにならないか？これは教師を尊重する風紀に相反するし、もう一度言うならば我々の今日の教育事業はまだ発達しているとはいえないのに、失業青年や一般の成人は多く正規の教育を受けていない。そのため勉強する機会がなかった青年を輔導し成人教育を補助するのは社会が教育を重視する雰囲気を導くものである。補習班の設立に課税は不当であるだけでなく、補助奨励することがまさに実情に合っている」⁵⁴と、補習班への課税を問題視し補習班を補助することで教育普及することが可能であるとした。私立補習班は、法律で規定された範疇で設立が可能なのであり他の学校と同じように税金を課すことは教育普及にマイナスとなるという意見であつ

⁵¹臨時省議會第一屆第三次定期大會專輯、002-01-030A-00-6-6-0-00309 @ P. 0563、臺灣省臨時省議會/第一屆/第三次定期大會、議事錄/質詢/教育/教育、1953-12-15 ~ 1954-02-26。

⁵²同上。

⁵³「郭雨新(1908年8月20日-1985年8月2日)は宜蘭市の人で、日本統治時代台北州立宜蘭農林学校、台北帝國大学農林専門部を卒業した。戦後台湾省議會『五龍一鳳』の一人となり、党外運動の元老の一人であった」。

<https://zh.wikipedia.org/w/index.php?search=%E8%87%BA%E7%81%A3%E7%9C%81%E8%AD%B0%E6%9C%83%E3%80%80%E9%83%AD%E9%9B%A8%E6%96%B0&title=Special%3A%E6%90%9C%E7%B4%A2&go=%E5%89%8D%E5%BE%80&ns0=1> から引用、2020年9月21日閲覧。

⁵⁴臨時省議會第三屆第三次定期大會專輯(下)、002-03-030A-02-6-3-0-00143 @ P. 2306、臺灣省臨時省議會/第三屆/第三次定期大會、議事錄/質詢/財政/財政、主計、1958-06-02 ~ 1958-09-05。

た。このような意見は他にも見られた⁵⁵。

それに対して財政長は、「補習班は営利事業としての所得税を免除しているが、補習班の経営者が学費を得てその必要経費を除いた余った額について、財政部の規定で個人その他各雑所得の総合所得税として徴収すべきである」と述べた。つまり補習班という教育事業に課税するのではなく、補習班の経営者が得る必要経費以外の収入に対して税金を課すものだと説明した。

私立補習班に対する批判的な視点も見られたが、一方で私立補習班の意義を述べる者もいたのである。もちろん儲かる補習班には課税すべきであったかもしれないが、一方で経営が難しいなかで社会に対して教育貢献を行う補習班もあった。

5.5 女子の進学・就職

1950年代末には女子で国民学校卒業というのはごく普通の履歴といえたが、その先進学することは難しかった。1953年台湾省臨時省議会では、「生産技術を得て仕事をする機会を拡大する」ため国民学校卒業生の女子が就学できる「夜間の習芸補習班」の設立が決議された⁵⁶。進学していない女子のための就職支援として地域における雇用拡大をするための一手段であった。この議案は決議された。この1950年代の女子の進学就職については、今後さらに資料を調べることで明らかにしたいと考えている。

5.6 補習班から正式な夜間部へ

1955年、台湾省臨時省議会では、徐灶生議員が「補習班を正式に夜間部と改め、正式な学校の学生と同じものとする」⁵⁷と提案した。「現在全省各地の省立工業・商業学校では普遍的に補習班が設立されており、開設以来、成績は相当良好である」こと、また「夜間の補習班が試しに行われてすでに何年も経ち、その卒業生は教育庁長が行う試験に合格している」とはいえ、「卒業生の社会的地位は普通昼間の卒業生とは肩を並べることができないことから、補習班の学生の心理上とても大きな打撃となり自尊心を失うことにもなっている」という理由からであった⁵⁸。

これに対して劉教育庁長は、正式な学校体系に補習班を組み込むことの課題を次のように述べた。

補習班を正式な夜間部に改め、正式な学校の学生と同じ地位とすることについて、我々に少し説明をさせてほしい。補習教育の学制は特殊なもので、おおよそ補習学校の学生は年齢の制限を受けず年齢の大小関係なくみな就学できる。専門的な授業を1つあるいは2つ勉強す

⁵⁵ 臨時省議会第三屆第三次大會專輯（下）、002-03-030A-02-6-8-0-00318 @ P. 2804、臺灣省臨時省議會/第三屆/第三次定期大會、議事錄/質詢/總質詢/總目、1958-06-02 ~ 1958-09-05。

⁵⁶ 臺灣省臨時省議會公報第二卷第十一期、002-01-040A-02-5-4-05-00621 @ P. 0978、臺灣省臨時省議會/第一屆/第四次定期大會、公報/提案/決議案辦理情形/教、1953-08-27、(省府肆貳府教五字第七一八七三號函復) 民國四十二年八月二十七日肆貳未感補一字第二〇〇七之一號。

⁵⁷ 臺灣省臨時省議會公報第七卷第十三期、002-02-040A-07-6-6-01-00575 @ P. 6612、臺灣省臨時省議會/第二屆/第四次定期大會、公報/質詢/教育/教育、1955-12-21。「補習班改為正式夜間部，和正式學校的學生一樣」。

⁵⁸ 同上。

ることもできる。しかし補習学校が一律夜間班に改められることは正式な学校と同じとなることで、その性質は中学となることから法的制限を受けることになる。学齢期を超えた学生はみな就学できなくなり、これが困難な点である。最近教育部が初等教育方案第三条の規定を發展させ、私に全省補習学校で優れた成績を上げるものを正式な学校に改めることができるように希望した。そのため、私は戻って徐議員が提案した意見を研究したい。補習学校が正式な学校に改めることができれば最も良い。例えば澎湖県補習学校は既に正式な中学に改められ、すべての補習学校は一律夜間班か正式な学校と同じように改められた。学生が受ける影響は年齢が大きい者は就学できないことで、これがやはり制限を受けるところである⁵⁹。

これらの議論を経て、全省の工商職業学校附設「補習班」を夜間部に改め教育レベルを高め人材を養成することが決議された⁶⁰。これら夜間部は、「授業年限はこれまでと同じで、初級部3年、高級部3年」であり、「授業時間は午後6時半から10時半までの4時間」であった⁶¹。また夜間の「補習班」であったため「軍訓・体育・生産訓練」が行われなかったが、「日曜日を利用して勉強すること」となった⁶²。「補習班」と「夜間部」は教育内容がほとんど変わらず、一方で社会的に「補習班」の評価が低かったため、「補習班」から「夜間部」に昇格を行った方が教育のさらなる普及が行われるという判断であった。

5.7 悪性補習—受験に必要な「補習班」

1959年劉真教育庁長は、国民学校高学年の補習が大変高額な費用をとって行われていること、他の活動に関わり収入もある高学年の教員の収入の問題を述べている⁶³。戦後、学校教員が校内の悪性補習や校外の補習班で金もうけをすることは珍しくなかった。1985年に発布(1999年廃止)された「短期補習班設立及管理規則」第23条では、「補習班は現任の公私立学校専任教師を授業のため雇ってはいけない。しかし進学を目的とした技芸班・語文班でなければ勤務する学校の書面で同意を得る者はこの限りではない」と、一般の教員が補習班で働くことを禁止した。そのような規則がないと教員が昼間は学校で働き、それ以外の時間は補習班で働き金儲けをするためである。

1956年新竹では、教育庁に「初中免試升學辦法(中学入試免除進学弁法)」が新竹県で試行的に行われるのみで、今後「悪性補習」がさらに盛んになることにどんな対策があるのか、という内容の質問があった。ここでいう「悪性補習」はまさに進学のための補習のことである。何金生議員は、

⁵⁹ 臺灣省臨時省議會公報第七卷第十三期、002-02-040A-07-6-6-01-00575 @ P. 6612、臺灣省臨時省議會/第二屆/第四次定期大會、公報/質詢/教育/教育、1955-12-21。「補習班改為正式夜間部，和正式學校的學生一樣」。

⁶⁰ 臺灣省臨時省議會公報第七卷第十九期、002-02-040A-07-5-4-05-00974 @ P. 6968、臺灣省臨時省議會/第二屆/第四次定期大會、公報/提案/決議案辦理情形/教育、1956-04-28 ~ 1956-04-28 請將省立工商職業學校附設之「補習班」改為夜間部藉資提高教學人才案。(省府肆伍府教五字第一〇五二號函復)、中華民國四十五年四月二十八日補一字第五〇〇一 - 一號。

⁶¹ 同上。

⁶² 同上。

⁶³ 臺灣省臨時省議會第三屆第四次大會專輯、002-03-040A-00-1-6-0-00167、臺灣省臨時省議會/第三屆/第四次定期大會、議事錄/報告/教育/教育處、教育廳、1959-01-06 ~ 1959-01-07。「教育廳廳長劉真工作報告」。

「中学入試免除進学弁法は新竹県で試行地区として既に案が決まっている。現在、ただ新竹で施行するだけなので、今後悪性補習がさらに盛んになる。貴庁でこの問題に対してどんな対策を持っているのか？」⁶⁴と質問した。

例えば1959年『臺灣教育輔導月刊』では、「最近、本省教育当局は、卒業した国民学校児童が中学に進学できるため、もともとの各縣市省立中等学校に遍く夜間部を設立した」⁶⁵と、1960年近くになると夜間中学が多くなったことを紹介している。「児童の進学と就業は、一般に同じ重要なものである。家の環境が良い児童は一般に進学し、悪い児童は当然就業する。しかし進学と就業の間では均衡的な発展を維持すべきで、どちらかを重んじどちらかを軽んじるという偏見はあるべきではない。児童の就業は年齢が低すぎると仕事の能力も低い。しかし我々が心のなかで思うほど能力が低いわけではない。進学する児童は必ずしも頂点に立つことができるわけではない。進学しない児童はすべて能力がないとも言えない」⁶⁶と、学校はすべての児童に必要な教育をすべきところであり、受験勉強を行う児童のみを支持し悪性補習を行う学校を批判した。

ほかに黄如水(1955)は、「進学主義の声のなか、卒業する児童は2つのクラスに分けられる。進学クラスの児童はまるで天の籠に乗ったかのように風になびかれ夜にはそこで寝る。教師は日夜そこで教える。就職する児童は冷宮に置かれるように教師は冷たい視線で見ると。児童は自暴自棄になる」⁶⁷というように、学校のなかで悪性補習を受ける進学組、そうでない就職組と分かれるなかでの教育を問題視している。

このように悪性補習の問題は大変大きく、その現状と解決についても多くの見解が見られた。

文心(1959)は、「現在悪性補習が行われる原因は下のいくつかの要素以外にない。1. 徹底して補習を行う学校はまず進学率が高く比較的進学状況が良い。このため皆が争って補習に参加する。2. 中学の試験問題は課程標準を超えている。3. 試験を受ける者は往々にして高い学年になると進学準備で忙しくなる。4. 中学の分布が不均衡で、ある郷鎮ではいくつかの中学と職業学校があり、しかしある地域では3つの郷村で1つの中学さえ見つからない」⁶⁸と、中学数が進学希望者に対して少ないこと、ごく一部の合格者の決定のため試験問題が難しくなり不必要な教育が行われていた状況を述べている。

これに対して文心は、「1. 低学年での教育を重視する」「2. 各科目を能力別に組を分ける」「3. 留年や飛び級の制度を決める」⁶⁹「4. 教育方法を変えることに着手する」「5. 学校は各学年の均衡的発展に注意する」「6. 保護者が正確な観念を持つ」⁷⁰と、教育方法・視点を変える必要が提唱されたが、受験勉強は進学のため必要なことから悪性補習はなくならなかった。学校現場で教育方法を変えただけでは希望するところに進学はできず、進学が厳しい現状を何の解決できなかつたのである。

⁶⁴臨時省議會第二屆第五次大會專輯(下)、002-02-050A-02-6-0-00089 @ P. 1911、臺灣省臨時省議會/第二屆/第五次定期大會、議事錄/質詢/教育/教育、1956-06-18 ~ 1956-09-11。

⁶⁵教育論壇「從職校畢業生升學取消限制說起」『臺灣教育輔導月刊』第九卷第八期、1959年8月15日、p. 2。

⁶⁶同上。

⁶⁷黄如水「推行生活教育之我見」『臺灣教育輔導月刊』第五卷第一期、1955年1月、p. 35。

⁶⁸文心「防止惡性補習三法」『臺灣教育輔導月刊』第九卷第二期、1959年2月15日、p. 21。

⁶⁹同上。

⁷⁰同上、p. 22。

5.8 誰が「補習班」を行うのか

1957年、王安順議員が「全省の職業教育において補習教育がなされているが、郷鎮の役所が当地の実際の必要を見て短期補習班を実施している」⁷¹と、郷鎮の役所が職業教育の補習班を行うなど地域に必要な職業教育を行った。そのため各役所が前向きに職業教育を行えば、そこは職業教育が盛んになったと思われる。省が補習班を監督するのではなく地域が補習班を監督していた状況が理解できる。

同じ年、林蔡素女議員が経費の問題に関連して「文盲をなくすための民衆補習班の経費を地方の予算に入れることができないが、他のどの方法で救うことができるのか?」⁷²という質問を行った。当時必要とされた補習班の経費は地方の負担であり、補習班に充てる経費がない地域では「補習班」でさえ設立運営が難しかった可能性がある。

6. 1950年代の台東県

6.1 国民学校普及の難しさ

1951年臨時省議会で、尤明哲議員は、「台東県はなお貧しく、地区の住民は赤貧である。各種設備は政府が補助すべきでそれで初めて各種設備を持つことができる。国民学校校舎も大変少ない状況である。去年補助を受けた校舎の建築は物価が動き工事が完成できていない。まだ数か所できておらず放置されている」⁷³と述べた。これに対して教育庁は、「去年は軍が学校に駐留しており、省の補助を得て台東県では60教室を修理建築したが、物価が変化したことで工事が完成しなかった。そのためさらに9万円補助した。現在まだ教室が完成していないのは、郷鎮がしっかり仕事を行わずまとめて工事をしなかったことによる。現在省庫はお金がないため再び補助はできない。来年度郷鎮により予算を入れるか、あるいは寄付を募集するか、来年時期が来たら返してもらおう愛国貯蓄奨で教室を完成させてほしい」⁷⁴との返事であった。地方の建築工事は、省が考える予算では動かない独特の環境にあったのかもしれないが、省政府も郷鎮どちらも建築費用がない状況であった。

1953年台東県では「国民学校補習班に補習科を設けてほしい」というほか、「国民学校の校舎そのものが足りず、西部において教育文化の状況が悪い」「現在の国民学校は既に使用できず、半数以上は屋根に草が生えるなど状態が悪い」と指摘されている⁷⁵。制度として国民学校を普及しようとしたものの、それ以前に台東県などでは十分な学校設備を準備する余裕がなかったのである。

⁷¹臨時省議會第三屆第一次大會專輯(下)、002-03-010A-02-6-6-0-00228 @ P. 3210、臺灣省臨時省議會/第三屆/第一次定期大會、議事錄/質詢/教育/教育、1957-06-02 ~ 1957-10-04。

⁷²臨時省議會第三屆第一次大會專輯(下)、002-03-010A-02-6-6-0-00286 @ P. 3394、臺灣省臨時省議會/第三屆/第一次定期大會、議事錄/質詢/教育/教育、1957-06-02 ~ 1957-10-04。

⁷³臺灣省臨時省議會/第一屆/第一次大會專輯、002-01-010A-00-6-6-0-00218、臺灣省臨時省議會/第一屆/第一次定期大會、議事錄/質詢/教育/總目、1951-12-11 ~ 1952-01-18。

⁷⁴同上。

⁷⁵臨時省議會第一屆第三次定期大會專輯、002-01-030A-00-6-6-0-00304 @ P. 0557、臺灣省臨時省議會/第一屆/第三次定期大會、議事錄/質詢/教育/教育、1953-12-15 ~ 1954-02-26。

6.2 進学問題

台東県では台東中学・台東女子中学が著名な中学であったが、1949年、台東女子中学については、「保護者が教育庁に対して校舎建設のお金を出すことを請願する」案が提案された⁷⁶。

1952年尤明哲議員は、「(1)本地方で補習学校を設立する」「(2)現在の中高等学校内に補習班を増設する」と、補習班を増設することで教育を受けることができる者が増えるよう教育局が許可すべきだと説明した。「本県の国民学校卒業生は多く、男女中学及び農林学校に合格する者が5分の1に過ぎない」⁷⁷から多くの進学先が必要であった。台東県は進学率が低かったのである。

地方では中高等学校数が少なく、経費の面ですぐに公立中高等学校を設立するのも難しい。中高等学校の設立が難しいことから、教育庁は「台東地区の省立中高等学校は当時の実際の状況・必要によって中学の初級班の定員を増やすべきだと考える」と、クラスの定員を増やすことを対策として考えた。他に、「地方の熱心な教育家たちが、たとえば私立補習学校を設立することを図っているが、ただ補習学校法及び私立学校規程によって手続きを行い認められることが必要であり、そのうえで設立ができる」と、政府による公立中高等学校の設立が難しいことから私立中高等学校の補習学校の設立を勧めた。

さらに1953年省議会では、台東県で最も大きな省立台東中学において「補習班を設立し旧東部の勉強する機会をなかつた青年を勉強させる」⁷⁸という議員提案が決議された。

1956年には、洪掛議員が「台東中高等学校の経費を特別予算として増加してほしい」と政府に願ひ出た。理由として、「台東の中高等学校(台東中学、台東女子中学、台東師範、台東農業学校)の歴史はとても浅く、また学校はとても貧しく、保護者がお金を出したり徴収して学校設備を充実させることができない」⁷⁹と述べた。中学に子どもを通わせる保護者も豊かな者だけではなく、本来であれば経費は省政府が出すものであったが、それができないことが分かる。

また、中学・高校生のさらなる進学について、1952年省議会で尤明哲議員は、「台東県の初級中学・高校卒業生でまだ進学していない者に対する補救計画はどのようなものがあるのか？」と質問した。その背景として、「毎年多くの進学できない高校卒業生は不良の徒に交じり人材の損失となる」と、高校卒業生で進学できなかった者に対する支援が必要だということであった。つまり、一部の者が高校まで進学しても、彼らがさらに進学して能力を発揮する場所がなかつたのである。

⁷⁶https://sinica.digitalarchives.tw/collection_5808950.html

林源徳・臺灣省立臺東女子中學校家長會「臺東女子中學校家長會長林源徳等請教育廳撥款興建校舍」臺灣省參議會、001_31_300_38003、1949年2月21日-1949年4月26日。

⁷⁷臺灣省臨時省議會公報第一卷第四期、002-01-030A-01-6-6-01-00337、臺灣省臨時省議會/第一屆/第三次定期大會、公報/質詢/教育/教育、0229 ~ 0230頁、1952-12-15 ~ 1952-12-15。

⁷⁸臺灣省臨時省議會公報第一卷第十三期、002-01-030A-01-5-4-05-00722 @ P.0515、臺灣省臨時省議會/第一屆/第三次定期大會、公報/提案/決議案辦理情形/教育、1953-03-28、「為建議省政府在省立臺東中學設立補習班以救東部臺灣之失學青年案」(教廳四二教三字第一四二一七號函復)、民國四十二年三月廿八日肆貳寅檢補一字第二〇〇二之一號。

⁷⁹臺灣省臨時省議會公報第九卷第四期、002-02-060A-09-5-3-05-00395、臺灣省臨時省議會/第二屆/第六次定期大會、公報/提案/議員提案/教育、1956-12-17 ~ 1956-12-17。

6.3 職業学校の普及

台東県ではその土地の利を生かした「農業学校」の普及、つまり国民学校の普及が徐々に進んでいるなかで進学先としての職業学校の確保が必要であるという議論があった。

職業学校は、1954年高瀛清・洪掛議員が「台東県に中学・商業学校・工業学校を増設すること」⁸⁰、また1957年洪掛議員は「台東県に商業職業学校設立する」⁸¹ことを政府に請願した。中等学校の種類と数を増やすことが必要とされた。

1957年高瀛清議員が台東県を含めた東部の教育について、「進学定員の問題は、もともと政府の考え方としては素晴らしいものであった。しかし生徒の家庭状況を注意しないために、入学後、とても多くの生徒が家庭の経済が困難で、交通費を負担できないことで退学する。このほか山地の生徒が毎年台東の農業学校に行くが、庁長にはもともとの定員を維持し山地の生徒が勉強する機会がなくならないようにしてほしい」⁸²と意見が述べられた。

進学先の定員は拡大すべきであったが、それに加え、生徒の生活支援もないと生徒は学業を継続できなかった。

7. 1950年代の嘉義県

7.1 教育経費

『嘉義縣志・卷八・教育志』(2009)によると、戦前、昭和19(1944)年の教育経費は「台湾総督府が予算の総額に占める割合が6%、州庁の比率が平均28%」⁸³であった。

『嘉義縣志・卷八・教育志』(2009)には、戦後、1952-1953会計年度の嘉義県の教育費は「国民教育費が多くを占め、社会教育の占める比率が非常に少ない」ということ、「国民教育費のなかでも人件費が多かった」⁸⁴ことが記されている。例えば、1952会計年度は、教育費全体で国民教育が82.56%、中等教育が14.36%、社会教育が2.36%であり、1953会計年度は国民教育が80.23%、中等教育が17.58%、社会教育が2.19%であった⁸⁵。

嘉義県の1951年度6,226,000元の教育経費は、1960年度は42,857,000元と7倍弱に増えている⁸⁶。

7.2 郷村の進学状況

1952年『教育輔導月刊』では、嘉義県東北の阿里山入口にある竹崎郷の進学状況について触れ

⁸⁰中央研究院 https://sinica.digitalarchives.tw/collection_5819292.html

「高瀛清等提案請於臺東增設中學、工業、商業學校」002_61_600_43070、臺灣省臨時省議會、高瀛清・洪掛、1954-08-24/1954-10-14。

⁸¹中央研究院 https://sinica.digitalarchives.tw/collection_5819545.html 「洪掛提案請政府於臺東縣設立商業職業學校」、002_61_600_46025、臺灣省臨時省議會・洪掛、1957-03-25/1957-05-20。

⁸²臺灣省臨時省議會公報第十卷第八期、002-03-010A-10-6-6-01-00471、臺灣省臨時省議會/第三屆/第一次定期大會、公報/質詢/教育/教育、1957-06-02 ~ 1957-06-02。

⁸³『嘉義縣志・卷八・教育志』2009年、pp.69。(資料來源：國家圖書館 臺灣記憶 <https://tm.ncl.edu.tw/>) https://tm.ncl.edu.tw/article?u=022_005_00004864

⁸⁴同上、p.70。

⁸⁵同上。

⁸⁶同上、p.71。

られている。竹崎郷で教育座談会が開かれ、竹崎郷の人から教育に関する要望が出された。

彼らは就学率出席率の問題を出す以外に、さらに多かったのが進学率で、彼らが言うには就学率は70%までいく。出席率は全日制であるため児童の出席の習慣はよく80%は可能である。しかし卒業後中学の試験を受けると、合格率が0.5%に満たない。—(略)—

「学校の置かれた環境」と各種設備は大変簡単なものであり、我々は都市の教育とは比較にならない。我々の進学率は大変悪いので多数の子どもの行き先がない。進学してさらに学ぶ機会がない。最後に彼らが一致して要求したのは、すなわちいかに有効に師範卒業生にこのへき地で服務するよう励ますのかという以外は、政府あるいは教育当局にへき地の教育規程の進学定員を優遇することをお願いしたい⁸⁷。

嘉義県は、1954年国民学校84校で中学が5校しかないため、大変厳しい受験を経ないと中学に進学できなかった。竹崎郷のこの座談会においては「可能な範囲で教育巡回隊・教育輔導の仕事をする人を受け入れ成果を出す」ことが、進学率を上げる一つの方法として挙げられた⁸⁸。

嘉義県において郷村では中学進学率が大変低いように、一般の郷村では進学率が大変低かった。1958年度、「国民学校卒業生の進学率は50.3%、初級中等学校卒業生の進学率は74.3%、高級中等学校卒業生の進学率55.2%」⁸⁹であり、国民学校から中学に進学するのは、高校生が高等教育機関に進学するのと同じ程度難しかった。郷村の児童にとって中学進学は大変な課題であったといえる。

7.3 嘉義県の議員

台湾省議会で活躍した嘉義県の議員では、第二・第三回臨時省議會議員・第一・二・三回省議會議員となった許世賢、第三回臨時省議會議員・第二・三・四回省議會議員の蔡錦棟(1902-1983)などが議会で教育問題を提言した⁹⁰。

岸川(2016)は、「許世賢(1908~83年)は嘉義市参議員を経て臨時省議會議員に当選した後、国民党を批判して袂を分かち、初の女性党外議員として名を馳せた」⁹¹と述べている。

7.4 省立嘉義中学

1956年、省立嘉義中学のクラス数を増やすことが教育庁に請願された⁹²。嘉義女子中学初級中学

⁸⁷林貞羊「教師園地 竹崎輔導所見」『臺灣教育輔導月刊』第二卷第六期、1952年6月、p. 52。

⁸⁸同上。

⁸⁹劉眞「台湾光復以來教育方面的幾項成就」『臺灣教育輔導月刊』第九卷第五期、1959年10月、p. 21。

⁹⁰<https://www.wikiwand.com/zh-tw/%E8%87%BA%E7%81%A3%E7%9C%81%E8%AD%B0%E5%93%A1%E5%88%97%E8%A1%A8> から引用、2020年9月21日閲覧。

⁹¹岸川毅「台湾省議者とオポジションの形成—党外議員の行動と戦略—」日本台湾学会報 第十八号(2016. 8)、pp. 42-62。

⁹²中央研究院 https://sinica.digitalarchives.tw/collection_1523631.html

0023130145008、「嘉義縣議會為省立嘉義中學班數過少無法容納請增加二班案致函臺灣省臨時省議會轉請教育廳考慮」臺灣省臨時省議會、1956-07-30。

部も、臨時省議会によって教育庁は新入生を3クラスに増やすことを考慮することになった⁹³。省立中学を増加するために、県立中学を省立嘉義第二中学と変更する提案もなされた⁹⁴。

1959年、蔡錦棟議員は「省立中学の学校増加・クラス増加の問題」について提案し、次のように質問した。

皆が権力で争い、最もへき地のあらゆる人々が省立中学をつとめて遍く設置するよう求める。例えば県立東石中学の校舎の規模はとても大きく、設備も充実している。付近の郷鎮の人口は27万で省立に改めることが適しているともいえる。教育庁は省立中学のクラス増加に対してどのような基準を持っているのか⁹⁵。

中心地から遠いと中学に入学するチャンスが少なく、人口が多くても県立中学を省立中学とすることができない状況について質問した。

それに対して教育庁長は、「中等学校が省立・縣市立である問題を、教育庁から見れば違いがあるとは見ていない。いわゆる省立・県立・市立は経費の来源の問題で経費の来源が異なるということである。縣市の学校も良い学校で、縣市立の学校が必ずしも省立学校より良くないとは言えない。私は昨日の会議で報告したが、前回の試験の結果は多くの省立中学生の試験の成績が縣市立ほどではなかった。しかし一般の保護者からするとみな省立中学を希望する」⁹⁶と、省立中学にこだわる必要がないと意見を述べた。さらに庁長は、「縣市立を省立に改めることについては」「省立・県立・市立に限らず、すべて平均的に発展することを希望する」⁹⁷と、提案は受け入れて考えるが、省としてはあらゆる中等学校の発展を考える姿勢を見せた。

蔡錦棟議員は、補充質問でも、「各方面から言えば嘉義県の人民は大変みじめである。台南県・雲林県の省立中学は比較的多く、この点が嘉義県人民の最も希望するところである。前回県議会では比較的重要な場所に省立中学を増設することが建議され通過した。この点、庁長には特に考慮していただくよう希望する」⁹⁸と、嘉義県の省立中学の少なさを述べ、繰り返し省立中学を増加するよう主張した。

また、昼間のみの中学では収容できる生徒にも限界があるため、夜間クラスを作り生徒数を増やすことなど進学問題解決のための意見も見られた。

⁹³中央研究院 https://sinica.digitalarchives.tw/collection_1523632.html

「嘉義縣議會為請增加省立嘉義女中初中部一年級新生三班案致函臺灣省臨時省議會轉請教育廳考慮」0023130145009、臺灣省臨時省議會、1956-07-30。

⁹⁴臺灣省議會公報第六卷第十五期、003-02-040A-06-6-01-00344 @ P. 072、臺灣省議會/第二屆/第四次定期大會、公報/質詢/教育/教育、1961-11-20 ~ 1961-11-20。「臺灣省臨時省議會第三屆第一次大會議員蔡錦棟、賴淵平、許世賢、何甘棠、王安順提案請將省立嘉義中學改稱省立嘉義第一中學而將嘉義縣立中學改為省立嘉義第二中學以普及省辦教育案、送請省政府參考」。

⁹⁵臨時省議會第三屆第四次大會專輯、002-03-040A-00-6-6-0-00309 @ P. 1393、臺灣省臨時省議會/第三屆/第四次定期大會、議事錄/質詢/教育/教育、1958-12-01 ~ 1959-01-30。

⁹⁶同上。

⁹⁷同上。

⁹⁸同上。

紀徳川(1960)は、夜間クラスについて次のように論じている。「夜間部を附設した中学は多く、それぞれが募集を行っている」が、「都市で学んだ市鎮区内の者及び少数の他の郷から来た寄宿者以外、さらに誰が夜間部に応募するのか」⁹⁹という問題を考え、次のように夜間部の在り方を述べた。「1. 夜間部は同時に募集すべきで、郷村の生徒の進学機会をなくさないこと」「2. 一個人の能力は如何なる方法をもって正確に測ることはできない」「3. 進学を希望するすべての生徒を収容するため、機会均等と農村の生徒を奨励する三大原則を顧み、市鎮の生徒については時期によって授業の時間を変える。例えば甲班は今週昼間に授業して来週は夜間に授業をする。農村の生徒には専門班を設立し、昼間のみ授業をする。その教室は夜間部の生徒の授業にも使う」「4. 中心にある中等学校を増やす」と、都市部に比べて農村の進学率が低いことを、中学の専門班を設立することで農村の子どもが確実に進学できる機会を増やすという考えであった。

嘉義県には県立中学があり、多くは日本統治時代の学校が戦後活用されたものである。例えば嘉義県立初級中学は日本統治時期の実践女学校であり、大林初級中学・東石初級中学は日本人小学校を利用したものであった¹⁰⁰。

紀徳川(1960)は、「嘉義県中学は募集 180 人に対して応募したのが 1,800 人程度」として、「教室の容量を増加させる」「できる限り多くの生徒を教室に入れ、学校に行けない者を減らす」、「中等教育の年限を改め」「初級中学を 2 年制にする」ことで、「2 年で 1 回卒業することから 3 年で 1 回卒業するより 3 分の 1 のクラスを節約できる。ここから空いた教室で 3 分の 1 の進学希望の学生を多く収容できる」¹⁰¹と、制度改革を構想した。

7.5 民衆補習班

『嘉義縣志・卷八・教育志』(2009)によると、嘉義県では 1952 年から一般向けの国語教育を始めた。「1952 年 5 月頃、県政府・県立図書館が開いた。第一期国語文補習班は次の年 4 月に始めて参加した学生 50 人が卒業した。成績はとても優れており、その後何期も続いた」¹⁰²という。また民衆教育として、「戦後初期の勉強する機会がなかった民衆の補習教育は民衆の余暇の時間を用いて授業を行った。民衆補習班は高級班・初級班の 2 種に分かれ、高級班の修業年限は 6 か月、初級班は 3 か月であった」¹⁰³という。

「1951 年度上学期全県の各国民学校が行う民衆補習班は 96 クラス、教育を受けた民衆が 4,860 人、下学期は継続して 115 クラス、教育を受けた民衆は 5,991 人」であり、「経費は郷鎮市公所から予算によって 2 年以内に全県の文盲をなくすことが期待された」¹⁰⁴。

⁹⁹紀徳川「解決升學問題之我見」『臺灣教育輔導月刊』第十卷第二期、1960 年 2 月、p. 12。

¹⁰⁰總纂雷家驥『嘉義縣志・卷八・教育志』嘉義縣政府、2009 年、p. 331。(資料來源：國家圖書館 臺灣記憶 <https://tm.ncl.edu.tw/>) https://tm.ncl.edu.tw/article?u=022_005_00004864

¹⁰¹註 99 と同じ。

¹⁰²『嘉義縣志・卷八・教育志』2009 年、p. 434。(資料來源：國家圖書館 臺灣記憶 <https://tm.ncl.edu.tw/>) https://tm.ncl.edu.tw/article?u=022_005_00004864

¹⁰³同上、p. 436。

¹⁰⁴同上。

7.6 山地の補習班

1954年劉傳來議員が、山地の補習班が通いづらい場所にあることから、台中・台東・屏東に一か所設置し就学しやすいようにすべきだと提案し、決議された¹⁰⁵。就学普及がなされていない山地では、山地の実態を見た上で議論してほしいこと、また山地に働く職員の子どもが都市と同様の教育を受けることを希望していることが説明された¹⁰⁶。同じ議員から、「山地の国民学校の毎月の校費及び補習班の校費・文具代が平地の国民学校と違うこと」「都市部の校費と比べて山地は予算が少ない」という指摘もあった¹⁰⁷。これに対して教育庁長は、「文具費は山地の学生にわずかに特別発給する以外、校費は平地と同じである」と、むしろ山地の学生には文具費を多く支払っており、一般的な校費は平地と変わらないと説明した¹⁰⁸。

8. おわりに

本研究は、戦後台湾の補習班を論じることにより、戦後の学校普及のプロセスを述べた。その結果、以下の点が明らかになった。

まず、地域に簡易的な補習班を作ることで、その地域の教育普及が広がりを持つ努力をした点である。一方、補習班の教育環境は実質まちまちであり、省政府が補習班の質を維持するのは難しかった。当時は補習班の質の維持よりむしろ補習班を介しての量的な教育普及が必要とされたためである。

次に1950年代は国民学校がほぼ普及し、必要とされる補習班の種類は「国語補習班」「都市から離れた山地の補習班」「女子向けの補習班」「中学に進学できない者の補習班」「中学進学のための補習班」と多様であったことである。国民党政権が始まり一般向けの「国語補習班」が重用される以外は、国民学校から中学への進学が難しいための学校関係者から「中学に補習班を設ける」ことが期待され、子どもは「中学進学のための補習班」に通うことが一般的であった。また、1950年代は教育重視の風潮が強かったこともあり、進学に関わる補習班が最も必要とされた。

第三に、補習班設置には地域性やそこにおける人間関係、またそれを支える政治などが結びつき、その力学に基づいて補習班が設置された。そのため本研究では省議会の議員の提言を論じた。

第四に、戦後台湾において国民教育はすぐに普及したものの、それ以外の教育普及に時間がかかったのは、例えば中学であれば戦前日本植民地時代の中学校数が少なく、その施設やシステムの運用が踏襲できなかったことも影響しているかもしれない。しかし戦後台湾は日本植民地から国民党支配へと大きく社会が変わり、目指すべき教育も変化した。教育システムの運用も大きく変わり改めて教育普及を始める時期であった。そのなかで、補習班は現在につながる台湾の教育発展のた

¹⁰⁵ 臺灣省臨時省議會公報第四卷第十六期、002-02-010A-04-5-4-05-01240 @ P. 2822、臺灣省臨時省議會/第二屆/第一次定期大會、公報/提案/決議案辦理情形/教育、1954-10-11。「為山地補習班之設立地點過於偏遠請改在臺中臺東屏東各設一所以利就學案」。(教育廳四三教三字第四二一一一號函復)、中華民國四十三年十月十一日肆叁西真特一字第三〇〇六 - 一號。

¹⁰⁶ 同上。

¹⁰⁷ 臺灣省臨時省議會公報第四卷第二期、002-02-010A-04-6-6-01-00187 @ P. 2139、臺灣省臨時省議會/第二屆/第一次定期大會、公報/質詢/教育/教育、1954-06-28 ~ 1954-06-28。

¹⁰⁸ 同上。

めの第一歩であったといえる。

最後に、戦後長い間補習班は正規の教育ルートとは異なる場所としてあまり評価されなかった。しかしながら現在は学びの在り方が大きく変わり、教育制度下にある学校教育だけでなく自分なりの学びを重視する時代になりつつある。時代が変化し、多様な学びこそが人々が必要とするものとなり、新しいタイプの補償教育が必要とされている。1950年代は、一般向けの国語教育や中学進学に関わる補習班が補償教育の典型であったが、そこには今後の補償教育を考える重要な視点があったと思われる。

本研究を踏まえ、今後は各地域の教育普及のプロセスについて地域の人への聞き取りなどから、教育を受ける機会に恵まれなかった人がどのように学びを続けようとしてきたのか、その戦後史を明らかにしたいと考えている。

本研究は、第64回教育史学会大会(2020年9月27日第5分科会、zoom)の発表資料に加筆修正をしたものである。

参考文献

- ・歐素瑛《光復初期臺灣職業教育之研究(1945-1949)》(國立臺灣師範大學歷史研究所碩士論文、1997年6月)、p.142、pp.146-147。
- ・胡茹涵《臺灣戰後初期的中學教育》(國立清華大學歷史學研究所碩士論文、2005年)、pp.148-149。
- ・竇明新「掃除文盲聲中：談澎湖民眾補習教育」『中國地方自治』5:12、1955年11月16日。
- ・狄介克「勞工補習教育之成就及其改進」『服務通訊』4:6、1948年8月10日、pp.12-15。